

## 契約保証及び前払金保証の電子化について

令和6年4月1日

香美市管財課

令和6年4月1日以降に契約締結を行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る契約保証及び前払金保証について、下記の保証機関発行の証書は、電子証書による提出も可能となりましたのでお知らせします。なお、今までどおり紙による証書の提出、納付書による納入も可能です。

### 1 対象となる電子証書について

#### ① 保証の種類

- ・ 契約保証
- ・ 前払金保証（中間前払金保証を含む）

#### ② 保証機関

- ・ 西日本建設業保証(株)
- ・ 東日本建設業保証(株)
- ・ 北海道建設業信用保証(株)

※ 上記以外の保証機関が発行する証書等については、これまで同様、紙による提出が必要です。

※ 納付書による納入の場合、これまで同様、支払い後の領収書（原本）の提示をお願いします。

※ 前払金請求書については、引き続き押印済の原本が必要です。

### 2 電子証書による提出を希望する場合

落札後、契約担当にお知らせいただき、対象保証機関から発行された「保証契約番号」と「認証キー」を、下記アドレス宛て電子メール本文に記載又は添付のうえ送付をお願いします。

#### 【提出・問い合わせ先】

香美市役所管財課契約班

電話：0887-53-3113（直通）

FAX：0887-53-5958（代表）

メール：[keiyaku@city.kami.lg.jp](mailto:keiyaku@city.kami.lg.jp)